

広島県管理河川の河川工事における
オオサンショウウオ配慮方針（素案）

令和 8（2026）年 ○月

広島県（河川課 文化財課 自然環境課）

はじめに

本県が実施する河川工事におけるオオサンショウウオの対応については、レッドデータブックひろしま（以下「県 RDB」という。）を参考としつつ、現地調査等により生息を確認できた場合について配慮を実施してきた。

しかしながら、オオサンショウウオへの配慮の内容等については、県全体で統一された方針等は策定されておらず、これまで現場ごとに個別に検討されてきた。

このような課題認識のもと、平常時のみならず災害時等の緊急時にあっても、オオサンショウウオに配慮した河川工事が円滑かつ確実に実施されるよう、多方面の専門家で構成される「オオサンショウウオの生息する広島県管理河川における河川工事に関する検討会」を開催し、実行可能な配慮方針の検討を進めてきた。

この度、検討会での議論を踏まえ、「広島県管理河川の河川工事におけるオオサンショウウオ配慮方針」（以下「本方針」という。）を策定するものである。

令和 8 年●月

《目 次》

1 目的	1
2 オオサンショウウオについて	2
(1) 種の概要	2
(2) 生態	2
(3) 法令上の位置づけ	2
(4) 外来種・交雑個体	3
① 外来種・交雑個体の概要	3
② 外来種・交雑個体が確認されている県管理河川	3
③ 外来種・交雑個体の法令上の位置づけ	3
(5) 必要な手続き	3
① 現状変更行為及び許可申請	3
② 申請の流れ（図 1）	4
3 配慮の考え方	5
(1) 対象となる河川・区間の区分	5
(2) 対象工事	6
(3) 工法の考え方	7
① 河川改修・災害復旧・改良復旧	7
ア) 配慮ブロック及び環境保全型ブロックの仕様	9
イ) 配慮ブロックの配置	12
i) 設置間隔	12
ii) 設置高さ	15
ウ) 寄せ石	15
エ) 堰などの落差工	16
② 河道浚渫	16
4 設計時及び施工時の留意事項	17
(1) 河川・区間区分の確認	17
(2) 現状変更許可申請	17
(3) 設計時の検討事項	17
① 【河川改修】現地踏査等におけるオオサンショウウオ発見時の対応	17
ア) 移転放流及び記録等	17
i) 移転放流	17
ii) 記録の提出・保管	18
イ) 配慮工法の変更	18
② 【災害復旧・改良復旧】A表への記載（重要種・工法選定）	18
ア) 重要種	18
イ) 工法選定	19
(4) 施工時におけるオオサンショウウオ発見時の対応	20

① 移転放流及び記録等.....	20
ア) 移転放流.....	20
イ) 記録の提出・保管.....	20
② 配慮工法の変更.....	21
5 外来種・交雑個体を確認されている河川.....	22
(1) 対応の事前確認（市町文化財保護担当部局）.....	22
(2) 現状変更許可申請.....	22
(3) 工事実施の事前連絡.....	22
(4) 工事中におけるオオサンショウウオ発見時の対応.....	22
(5) 発見時の記録の提出・保管.....	23
6 配慮方針の運用.....	24
(1) 配慮方針の見直し.....	24
(2) 河川・区間区分の更新.....	24
① 更新方法.....	24
ア) オオサンショウウオ個体データの収集.....	24
i) 河川工事において文化財課が取得したデータ.....	24
ii) 河川工事以外で文化財課が取得したデータ.....	24
iii) 自然環境課が取得したデータ.....	24
iv) 専門家の所持するデータ.....	25
イ) 河川・区間区分の更新.....	25
ウ) 専門家への意見聴取.....	25
i) 県南の対象データ.....	25
ii) D区分における個体データ.....	25
② 更新頻度.....	25
(3) 軽微な変更.....	25

1 目的

本方針は、広島県管理河川において、平常時のみならず災害時等の緊急時にあっても、特別天然記念物オオサンショウウオに配慮した河川工事が円滑かつ確実に実施されることを目的とする。

2 オオサンショウウオについて

(1) 種の概要

オオサンショウウオ *Andrias japonicus* (Temminck, 1836) は、両生綱有尾目オオサンショウウオ科に属する日本固有種である。成長すると全長 1 m を超える世界最大級の両生類であり、1952 年（昭和 27 年）に国の特別天然記念物に指定されている。

また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）においては国際希少野生動植物種、環境省第 5 次レッドリスト及び県 RDB（2021 版）においては絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）に指定されている。

(2) 生態

岐阜県以西の本州・四国・九州に分布する。県内では県北部の河川に広く分布し、太田川・江の川・高梁川の上流域で個体数が多い。

おもに河川の上・中流域に生息するが、小河川で繁殖確認例が多い。完全水生で移動の時などを除き、水中から出るとはほとんどなく、夜行性で隠遁性が強く、昼間は石の下などに潜み、サワガニ、魚類など選り好みせず捕食する。

野外における寿命や成熟年齢は不明であるが、飼育観察から変態に 4～5 年、成熟には 10 年以上かかり、長いものでは 70 年以上生存すると考えられている。繁殖期は 8 月下旬～9 月中旬であり、雄は河岸の横穴などを産卵巣穴として占有し、巣内の砂を掻き出して巣を作り、雌の産卵後、雄が巣内の卵や幼生を保護する¹。

(3) 法令上の位置づけ

オオサンショウウオは、1952 年（昭和 27 年）に文化財保護法に基づき「特別天然記念物」に指定された。1950 年（昭和 25 年）制定の文化財保護法では、天然記念物を「我が国にとって学術上価値の高い動植物、地質鉱物等」と定義し、その中でも特に重要性の高いものを「特別天然記念物」として区分している。

特別天然記念物に指定されると、次の法的保護が適用される。生息地として国の特別天然記念物に指定される場合は、これらの規定は、個体そのものだけでなく生息環境の保全にも及ぶ。なお、本県では生息地としての指定はない。

- ・捕獲、殺傷、損傷の禁止
- ・生息地の改変や破壊の禁止
- ・許可制による学術研究以外の一切の利用制限
- ・違反時の刑事罰（罰金・懲役）

¹ 広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第 4 版） レッドデータブックひろしま 2021（広島県、令和 4 年 3 月）

(4) 外来種・交雑個体

① 外来種・交雑個体の概要

本県に生息しているオオサンショウウオ属 (*Andrias*) には、日本固有種のオオサンショウウオ及び外来種のチュウゴクオオサンショウウオがある。

チュウゴクオオサンショウウオは全国の複数箇所に定着しており、オオサンショウウオとの間に交雑が生じることにより、オオサンショウウオの保全に影響を及ぼす状況にある。オオサンショウウオ属は寿命が長く、チュウゴクオオサンショウウオが一度定着し交雑が起きると排除が難しく、その子孫も繁殖能力を有するため、その遺伝的かく乱の影響は大きく、長期的に継続する。また、チュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体は、オオサンショウウオより活発かつ攻撃的であり、繁殖場所を独占し、オオサンショウウオを駆逐しているとされている。

② 外来種・交雑個体が確認されている県管理河川

本県では、専門家の判断に基づき、八幡川（広島市佐伯区）水系にのみ外来種・交雑個体が確認されている。

③ 外来種・交雑個体の法令上の位置づけ

チュウゴクオオサンショウウオは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）」に基づき、特定外来生物に指定されている。

特定外来生物に指定されると、次の行為が禁止される。

- ・飼育、保管、運搬
- ・輸入
- ・放流
- ・譲渡・販売

また、交雑個体については、外来生物法施行規則において特定外来生物と在来種の交雑個体も規制対象とする旨が明記されており、外来生物法上、外来種と同等に扱われる。

(5) 必要な手続き

① 現状変更行為及び許可申請

国が指定する特別天然記念物であるオオサンショウウオについては、河川内での護岸工事の掘削等により、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第 125 条に基づき、文化庁長官の許可を受けなければならない。

オオサンショウウオに対する現状変更行為とは、個体の移動、個体の保護、生息状況の調査、発信機等の装着等を指す。

② 申請の流れ（図 1）

【申請】申請者 → 市町文化財保護担当部局 → 県教育委員会（文化財課） → 文化庁

【許可】文化庁 → 県教育委員会（文化財課） → 市町文化財保護担当部局 → 申請者

- ・現状変更許可申請は申請から許可までに通常約3か月を要する。
- ・河川工事では、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが発見される場合に備えて、あらかじめ移動や保護に係る現状変更許可申請を行う場合がある。
- ・現状変更許可を受けた行為が完了した際は、速やかに完了報告書を提出する。

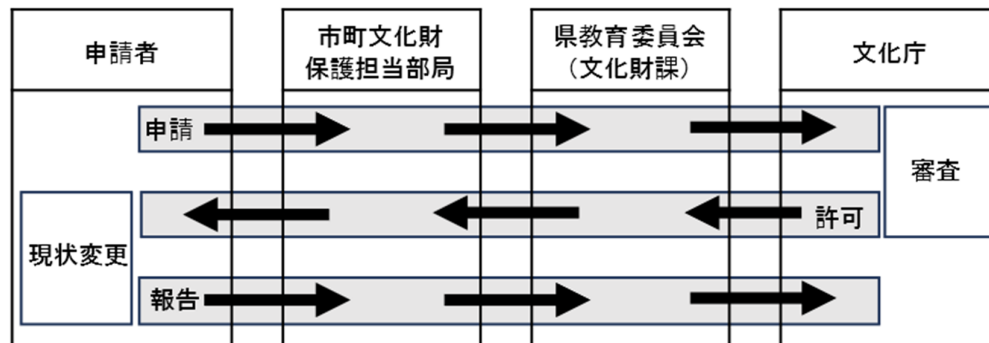


図 1 現状変更許可申請の流れ

3 配慮の考え方

(1) 対象となる河川・区間の区分

オオサンショウウオの生息・繁殖が認められた河川・区間区分においては、河川工事にあたり特別な配慮を行うこととする。

標高、生息データ、繁殖に関する記録、データ年及び個体数等を考慮して、図 2 のとおり広島県管理河川を区分し、それぞれの区分における配慮の考え方を表 1 のとおりとした。

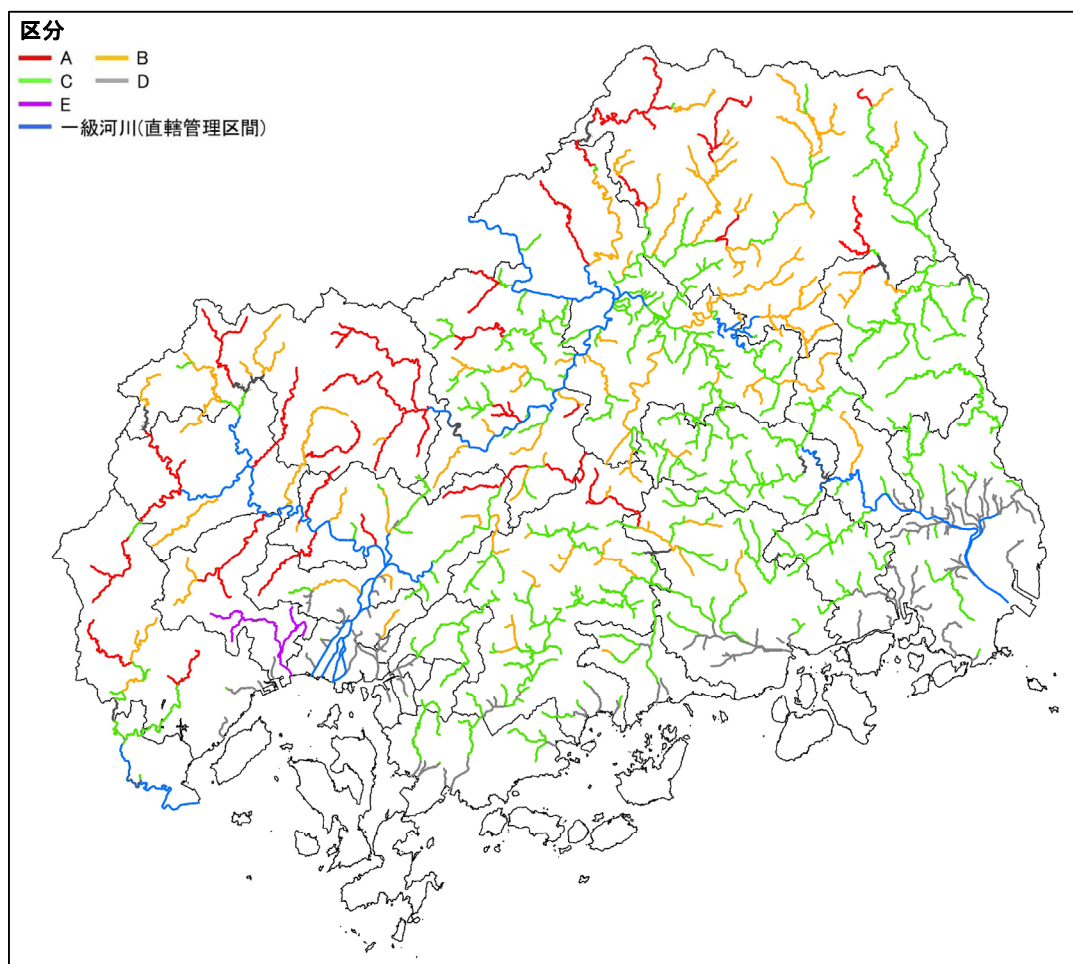


図 2 河川・区間区分図

表 1 河川・区間区分ごとの配慮の考え方

河川・区間 区分	オオサンショウウオの生息 繁殖等の状況	配慮の考え方
A	繁殖生息地と考えられる	オオサンショウウオの繁殖可能な環境を維持 ↓ <u>繁殖巣穴</u> になり得る空間を配慮工法により再現
B	生息地と考えられる	オオサンショウウオの生息環境を維持 ↓ <u>隠れ家</u> になり得る空間を配慮工法により再現
C	生息が確認されていない	魚類等の水生生物の生息環境の維持 ↓ 魚類等の <u>水生生物の生息環境</u> となり得る空間を配慮工法により再現（現在オオサンショウウオの生息は確認されていないが、餌となる魚類の生息環境を維持するため。）
D	一般的な生息域外	配慮対象外 ↓ 通常的环境配慮工法
E	外来種・交雑個体が確認されている	市町文化財保護担当部局に対応を協議

(2) 対象工事

オオサンショウウオへの配慮が必要な工事は、河川・区間区分（図 2 及び表 1）に応じて、表 2 のとおりとした。

河川改修・災害復旧・改良復旧はA～C区分、河道浚渫はA区分を対象とする。

維持修繕や樹木伐採等オオサンショウウオの生息環境である河川内を改変しない作業については対象としない。

表 2 河川・区間区分と工事種類による配慮工法採用の考え方

河川・ 区間 区分	区分の状況	配慮対象河川・区間区分			
		河川改修	災害復旧 改良復旧	河道浚渫	維持修繕等
A	オオサンショウウオの繁殖生息地と考えられる	◎	◎	◎	－
B	オオサンショウウオの生息地と考えられる	◎	◎	－	－
C	オオサンショウウオの生息が確認されていない	○	○	－	－
D	オオサンショウウオの一般的な生息域外	－	－	－	－
E	外来種・交雑個体が確認されている	※	※	※	※

◎：オオサンショウウオの繁殖・生息が可能な環境を維持

○：オオサンショウウオの餌となる魚類等の水生生物の生息環境の維持

※市町文化財保護担当部局に対応を協議

(3) 工法の考え方

① 河川改修・災害復旧・改良復旧

護岸については、表 3 の区分により配慮工法を実施する。

表 3 河川・区間区分ごとの配慮の考え方及び工法

河川・ 区間 区分	区分の状況	配慮の考え方	配慮工法
A	繁殖生息地と 考えられる	オオサンショウウオの繁殖可能な 環境を維持 ↓ 繁殖巣穴になり得る空間を配慮工 法により再現	《オオサンショウウオ配慮工法》 ・ オオサンショウウオの繁殖に配慮し た繁殖巣穴ブロックを部分的に採用 《通常的环境配慮工法》 ・ 環境保全型ブロック ・ 寄せ石
B	生息地と考 えられる	オオサンショウウオの生息環境を 維持 ↓ 隠れ家になり得る空間を配慮工 法により再現	《オオサンショウウオ配慮工法》 ・ オオサンショウウオの生息に配慮し た隠れ家ブロックを部分的に採用 《通常的环境配慮工法》 ・ 環境保全型ブロック ・ 寄せ石
C	生息が確認さ れていない	魚類等の水生生物の生息環境の維 持 ↓ 魚類等の水生生物の生息環境とな り得る空間を配慮工法により再現	《通常的环境配慮工法》 ・ 環境保全型ブロック ・ 寄せ石
D	一般的な生息 域外	配慮対象外 ↓ 通常的环境配慮工法	《通常的环境配慮工法》 ・ 環境保全型ブロック ・ 寄せ石

※多自然川づくり基本指針に基づき、河川工事を実施することとしており、工法を検討した結果、護岸以外の工法を用いて整備をする場合は、オオサンショウウオの生息への配慮について専門家に相談することとする。

ただし、次の場合は配慮対象外とする。

《災害復旧工事の場合》

- ・ 護岸の直高が 5 m 以上の場合※1
- ・ 査定延長 10m 未満の箇所（周辺で巣穴等の記録があるなど、特段の配慮が必要な場合を除く。）
- ・ 応急工事の場合
- ・ 背後の利用状況の制限がある場合など
- ・ 被災要因が側方侵食の場合

※1 緊急の対応が必要な災害復旧においては、安定計算を省略して練積工法とし、配慮ブロックを設置せず、通常的环境配慮工法である寄せ石を実施する。

なお、改良復旧では、護岸の安定計算による配慮ブロックの導入を検討する。

《その他現場条件から構造上影響がある場合》

- ・ 転石の多い河川※²で石が衝突しブロックが破損する恐れのある箇所※³
- ・ 砂防指定地内河川の場合
- ・ その他、治水上問題がある場合など

(例) 堰等横断工作物の上下流区間、河床勾配が急な箇所、湾曲部の外岸側など

※2 転石の多い河川

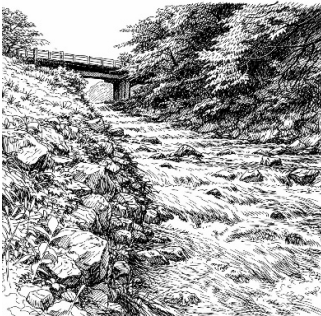


転石の多い河川の例

※3 石が衝突しブロックが破損する恐れのある箇所

次のポイントを参考にして判断する。

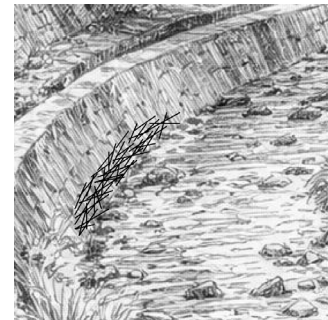
- (a) 河床勾配が急な箇所
- (b) 急な曲線部の外岸側等の水衝部
- (c) 現場付近の護岸で石がぶつかり摩耗した痕跡がみられる箇所



(a) の例



(b) の例



(c) の例

ア) 配慮ブロック及び環境保全型ブロックの仕様

本方針では、オオサンショウウオ繁殖巣穴ブロック及びオオサンショウウオ隠れ家ブロックを「配慮ブロック」とする。

配慮ブロック及び環境保全型ブロックの仕様は表 4～表 6 のとおりである。

表 4 オオサンショウウオ繁殖巣穴ブロック

項 目	内 容
概要	全長 120cm 程度のオオサンショウウオが繁殖巣穴として利用することを想定したブロック
採用する区分	A区分の河川
ブロックの仕様	開口部については、オオサンショウウオの体幅以上の幅と、体高以上の高さを要件とする。 内部空間については、オオサンショウウオが内部で転回可能な広さを要件とする。 〔構造の条件〕 以下に示す寸法と同程度の開口部等を有する製品とする。 開口部：幅 18.0cm 以上、高さ 7.4cm 以上 内部空間：幅 96cm×奥行 60cm×高さ 36cm 以上
イメージ	

表 5 オオサンショウウオ隠れ家ブロック

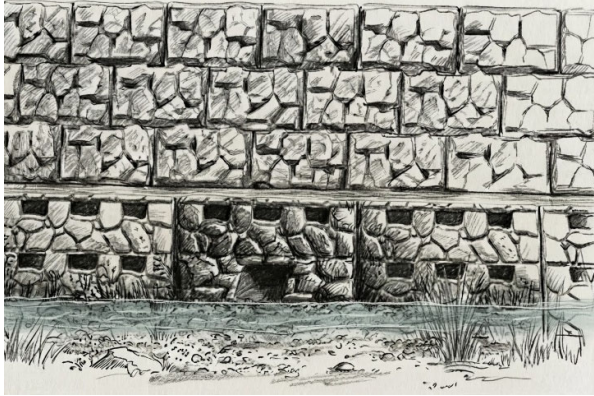
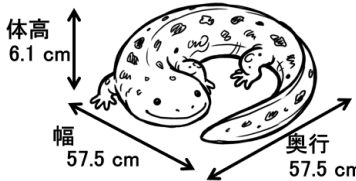
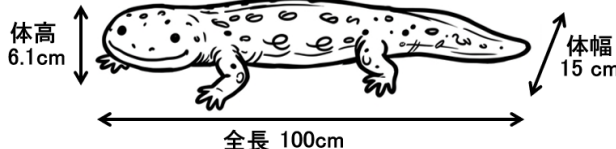
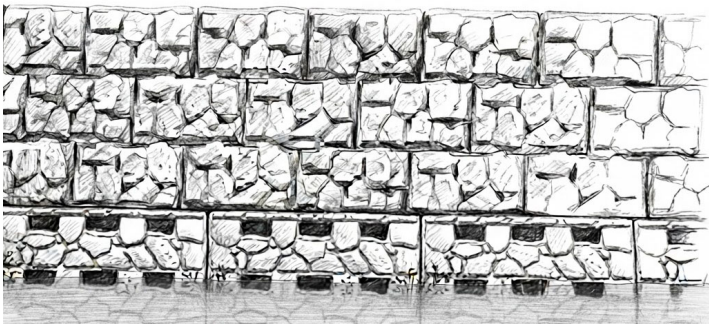
項 目	内 容
概要	全長 100cm 程度のオオサンショウウオが隠れ家として利用することを想定したブロック
採用する区分	B 区分の河川
ブロックの仕様	開口部については、オオサンショウウオの体幅以上の幅と、体高以上の高さを要件とする。 内部空間については、体を曲げた状態又は体を伸ばした状態のオオサンショウウオが入る広さを要件とする。 〔構造の条件〕 以下に示す寸法と同程度の内部空間を有する製品とする。 開口部：幅 15.0cm 以上、高さ 6.1cm 以上 内部空間：幅＋奥行 115cm 以上、高さ 6.1cm 以上
イメージ	   体を曲げた状態  体を伸ばした状態

表 6 環境保全型ブロック

項 目	内 容
概要	代表的な魚類のうち、ウグイが利用することを想定したブロック
採用する区分	A～C区分の河川
ブロックの仕様	開口部については、ウグイ※の尾の振り幅以上の幅と、体高以上の高さを要件とする。 ※一般的に体長 30cm 程度ある代表的な種 〔構造の条件〕 開口部：幅 15cm 以上、高さ 6 cm 以上
構造	空積み
イメージ	

イ) 配慮ブロックの配置

i) 設置間隔

A区分は35mおき、B区分は50mおきの設置を標準とする。

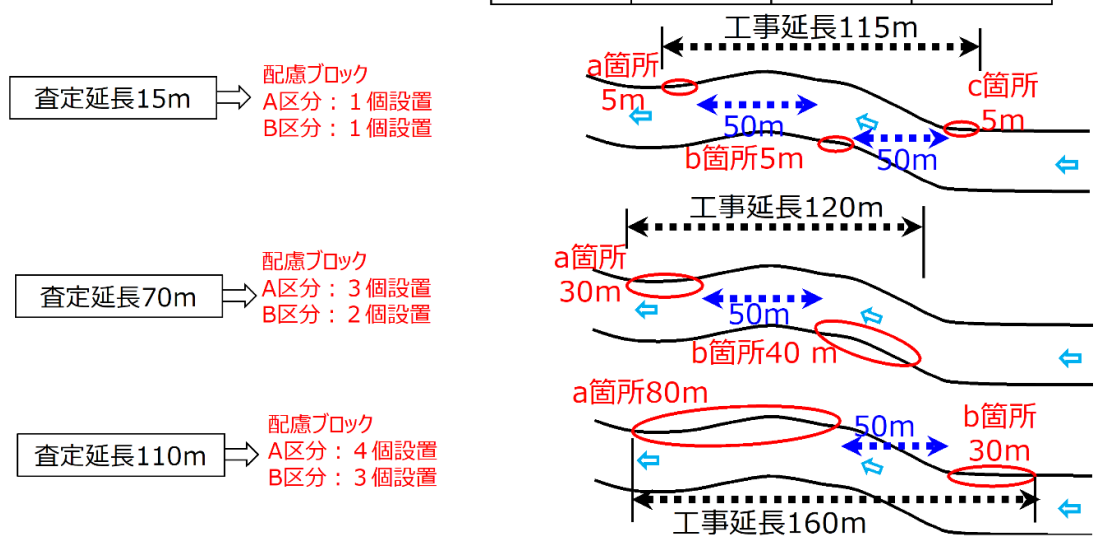
なお、災害復旧の場合は以下のとおりとする。

《災害復旧での配慮ブロック配置個数の例》

A区分:35m間隔、B区分:50m間隔

A区分での災害復旧工事における査定延長と配慮ブロックの個数の考え方

査定延長(m)	$0 < L < 10$	$10 \leq L < 35$	$35 \leq L < 70$	……
配慮ブロックの個数	0個	1個	2個	……



ただし、対岸にオオサンショウウオの生息可能な環境※がある場合や土砂堆積が想定される箇所については、配慮ブロックの設置を行わない。なお、対岸にオオサンショウウオが生息可能であっても、特段の配慮が必要な場合（周辺で巣穴等の記録があるなど）は配慮ブロックを設置する。表 7 に、配慮ブロックの設置パターンの例を示す。

※ 護岸が整備されていない自然河岸（空隙のない岩盤などを除く）など

表 7 配慮ブロック設置パターンの例

配慮ブロックを設置する場合	
<u>対岸が生息できない環境の場合</u> 例: 対岸が岩盤などで隠れる 空隙のない環境・人工護岸	
配慮ブロックを設置しない場合	
<u>対岸に生息可能な環境がある場合</u> 例: 対岸が自然河岸・配慮ブロック設置済み	
<u>土砂堆積が想定される箇所</u>	《堆積が想定される箇所の例》 ・過去に土砂の堆積があった場所(土石流などによる多量の土砂供給や計画高水位を超えるような大規模豪雨災害時の土砂堆積を除く) ・曲線区間の内岸 ・直線区間の滞筋蛇行による寄州(砂州が経年的に移動しているような箇所は設置時に注意が必要である) 堆積が想定される箇所の例
特段の配慮が必要なため配慮ブロックを設置する場合	
<u>特段の配慮が必要な場合</u> 例: 周辺に巣穴がある	

《自然河岸の例》

遠景



近景



ii) 設置高さ

低水位以下の範囲の1段分を標準とする。

なお、砂洲の変動があまり生じない、水理条件が変わらない直線区間等では、配慮ブロックの設置高さを変えるなどにより、配慮ブロックの設置高さに多様性を持たせる工夫を検討する（図3）。

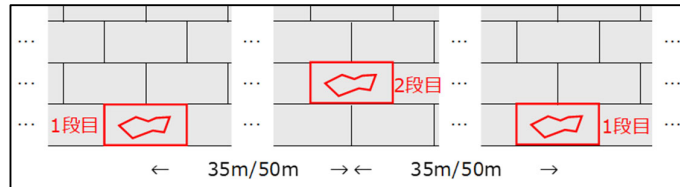


図3 配慮ブロックの高さを変える場合の例

Point

配慮ブロックの設置高さに多様性を持たせることで、増水時や土砂堆積への対応が期待できる。

ウ) 寄せ石

工事区間内又は同一流域での近隣工事箇所からの現地発生材を流用し、寄せ石を行う。

Point

生態系の観点から、現地発生材に付着した藻類や底生動物等の生物が他の河川へ人為的に移動することを避けるため、現地発生材の流用は同一流域内に限定する。

また、土砂堆積のみられる箇所であっても、工事区間内で水路が流入し堆積状況に変化がみられる箇所において、寄せ石の設置や本流への水みちの形成が望ましい（図4）。

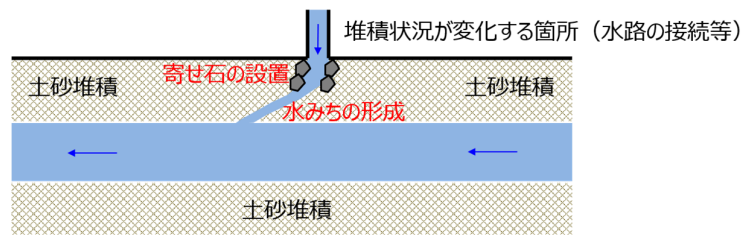


図4 堆積状況に変化がみられる箇所における配慮のイメージ

Point

寄せ石の設置や本流への水みちの形成を行うことで、オオサンショウウオの生息場を創出することが期待できる。

エ) 堰などの落差工

河川改修で堰などの落差工を設置する場合は、原則として緩傾斜落差工や魚道の施設を設ける。勾配等の諸元については、広島県の河川改修マニュアルに準ずることとし、オオサンショウウオの縦断移動に配慮した構造とする。

A区分、B区分において、魚道等がスロープ形状とならない場合は、壁高 20cm 程度以下の構造、部分的なスロープ等を検討する。

(参考) 魚道以外にオオサンショウウオ用の遡上路を設置する場合、オオサンショウウオが利用しやすい構造を検討する。文献²によると、全長 60cm 程の個体は、28° までの緩やかな傾斜を遡上することは可能とされている。

オオサンショウウオ用の遡上路の例



写真：全国オオサンショウウオ遡上路調査報告書（日本オオサンショウウオの会 編，2025）より

② 河道浚渫

河道浚渫における配慮工法については表 8 に示す。河道浚渫は地先の治水安全度を維持するために行うものであることから、繁殖について配慮すべき A 区分についてのみ配慮工法により対応することとし、低水位（L. W. L、工事時点での水面で判断）より上の堆積土の除去を基本的な配慮工法とする。

表 8 河道浚渫における配慮工法

河川・区間 区分	区分の状況	配慮工法
A	繁殖生息地と考えられる	治水上影響のない範囲で、低水位より上を掘削
B	生息地と考えられる	制限を設けない (専門家から意見があった場合には個別に対応する)
C	生息が確認されていない	
D	一般的な生息域外	

² オオサンショウウオが遡上可能な堰の条件（田口・夏原、2009） 保全生態学研究 14（2），pp165-172

4 設計時及び施工時の留意事項

(1) 河川・区間区分の確認

区分検索システムにより、実施箇所の河川・区間区分を確認する。

E 区分に該当する場合は「5 外来種・交雑個体が確認されている河川」を参照する。

(2) 現状変更許可申請

「A 区分又は B 区分」及び「県 RDB においてオオサンショウウオの産地情報に記載のある地域」において、現状変更許可申請を行うことを標準とする。

なお、現状変更許可を受けた行為が完了した際は、速やかに完了報告書を提出する。

(3) 設計時の検討事項

① 【河川改修】現地踏査等におけるオオサンショウウオ発見時の対応

ア) 移転放流及び記録等

i) 移転放流

受注者は、発注者及び市町文化財保護担当部局に連絡したうえで、専門業者による取り上げ作業を行う。

具体的には、次の作業を実施した後、上流側へ移転放流する。

- ・位置データ（捕獲位置及び移転放流位置の緯度・経度）の記録
- ・写真撮影（全身背側、全身腹側、頭部、尾部左右側面、前肢左右、後肢左右、総排泄口、外鰓部及び傷などの特徴的な箇所）
- ・計測（全長、頭胴長（尾長）、頭幅、眼間距離、尾高及び体重）
※幼生については全長及び体重のみ
- ・マイクロチップ挿入
- ・DNA 分析用のサンプル採取

なお、C 区分又は D 区分において移転放流を行う場合についても、現状変更許可申請が必要である。

ii) 記録の提出・保管

発見時の記録及び写真等については、発注者が市町文化財保護担当部局に提出する。

市町文化財保護担当部局は県教育委員会（文化財課）に資料を提出し、県教育委員会（文化財課）は調査記録を保管する。

イ) 配慮工法の変更

オオサンショウウオの確認内容等に応じて、表 9 のとおり配慮工法を変更する。

表 9 配慮工法の変更（河川改修の設計段階において発見された場合）

河川・区間 区分	卵・幼生・幼体	成 体
A	市町文化財保護担当部局に対応を 相談	変更なし
B		変更なし
C		B 区分の工法に変更
D		1 個 体…変更なし 複数個体…B 区分の工法に変更

② 【災害復旧・改良復旧】A表への記載（重要種・工法選定）

災害復旧・改良復旧では、災害査定時点で配慮工法での設計を検討する。

なお、改良復旧事業については、環境特性の把握や復旧方法の検討において、多自然川づくりアドバイザーからの助言を踏まえ、総合的・多面的に十分検討のうえ、事業計画を策定する。多自然川づくりアドバイザーとの協議結果を踏まえた事業計画については確実に実施するよう留意する。

ア) 重要種

災害復旧及び改良復旧における災害査定時の調査については、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」のとおり、文献調査によることとし、次の参考文献にオオサンショウウオの生息が記載されている場合、A表の重要種欄に記載する。

【参考文献】

県 RDB

「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第4版）

レッドデータブックひろしま 2021」（広島県、令和4年3月）

本方針

「広島県管理河川の河川工事におけるオオサンショウウオ配慮方針」

（広島県、令和8年●月）

- ・ 県 RDB において産地情報に記載のある地域
- ・ 本方針において A 区分又は B 区分に指定されている地域

産地情報

広島市（東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区）、呉市（呉）、三原市（本郷、久井）、福山市（福山、新市）、府中市（府中）、三次市（三次、君田、布野、作木、吉舎、三良坂、三和）、庄原市（庄原、総領、西城、東城、口和、高野、比和）、大竹市、東広島市（西条、八本松、志和、豊栄、安芸津）、廿日市市（廿日市、大野、佐伯、吉和）、安芸高田市（吉田、八代、美土里、高宮、向原）、府中市、坂町、安芸太田町（加計、筒賀、戸河内）、北広島町（芸北、大朝、千代田、豊平）、世羅町（甲山、世羅西）、神石高原町（油木、神石、三和）

[illegible]

素案-19

(4) 施工時におけるオオサンショウウオ発見時の対応

① 移転放流及び記録等

ア) 移転放流

水中部の改変を伴う工事中にオオサンショウウオが発見された場合には、発注者は市町文化財保護担当部局に連絡する。また、工事業者により、次の作業を実施したうえで、上流側へ移転放流する。

- ・位置データ（捕獲位置及び移転放流位置の緯度・経度）の記録
- ・写真撮影（サイズがわかるようにスタッフ等と並べて）

なお、C区分又はD区分において移転放流を行う場合についても、現状変更許可申請が必要である。

イ) 記録の提出・保管

発見時の記録及び写真等については、発注者が市町文化財保護担当部局に提出する。

市町文化財保護担当部局は県教育委員会（文化財課）に資料を提出し、県教育委員会（文化財課）は調査記録を保管する。

② 配慮工法の変更

オオサンショウウオの確認内容に応じて、表 10 及び表 11 のとおり配慮工法の変更を行う。

表 10 配慮工法の変更（河川改修・災害復旧・改良復旧の工事において発見された場合）

河川・区間 区分	卵・幼生・幼体	成 体 (大規模災害時を除く※)	
		着手時 (準備工時)	工事段階 (仮設工着手以降)
A	市町文化財保護担 当部局に対応を相 談	変更なし	市町文化財保護担当部 局に対応を相談 (市町文化財保護担当部 局の判断により専門家 に相談)
B		変更なし	
C		B 区分の工法に変更	
D		1 個 体…変更なし 複数個体…B 区分の工法に変更	

※大規模災害時に成体が確認された場合は、工事段階での変更は行わないことを原則とし、全体の取扱いについて専門家に意見聴取する。(大規模災害の場合は、膨大な被災箇所を早急に復旧する必要があり、途中段階でのブロックの変更は新たなブロックの割付・調達及び床掘のやり直し等が必要となるため。)

表 11 配慮工法の変更（河道浚渫において発見された場合）

河川・区間 区分	卵・幼生・幼体	成 体
A	市町文化財保護担当部局に対応を相談	変更なし
B		
C		
D		

5 外来種・交雑個体が確認されている河川

区分検索システムにより、実施箇所の河川・区間区分を確認し、E区分に該当する場合は本項目を参照する。

(1) 対応の事前確認（市町文化財保護担当部局）

河川改修・災害復旧・改良復旧・河道浚渫・維持修繕等の全ての河川工事において、事前（計画段階）に市町文化財保護担当部局に対応を相談する。

(2) 現状変更許可申請

必要に応じて現状変更許可申請を行う。

(3) 工事実施の事前連絡

工事中に個体が確認された場合に円滑な対応ができるように、工事実施の際は事前に専門機関に連絡を行う。

(4) 工事中におけるオオサンショウウオ発見時の対応

工事中に個体が確認され、個体を移動させる必要がある場合は、図5の流れにより一時的に捕獲、現場内で隔離し、管轄する市町文化財保護担当部局に連絡のうえ、専門機関が個体の識別や輸送を行う。

また、工事業者により、次の作業を実施する。

- ・位置データ（捕獲位置及び移転放流位置の緯度・経度）の記録
- ・写真撮影（サイズがわかるようにスタッフ等と並べて）

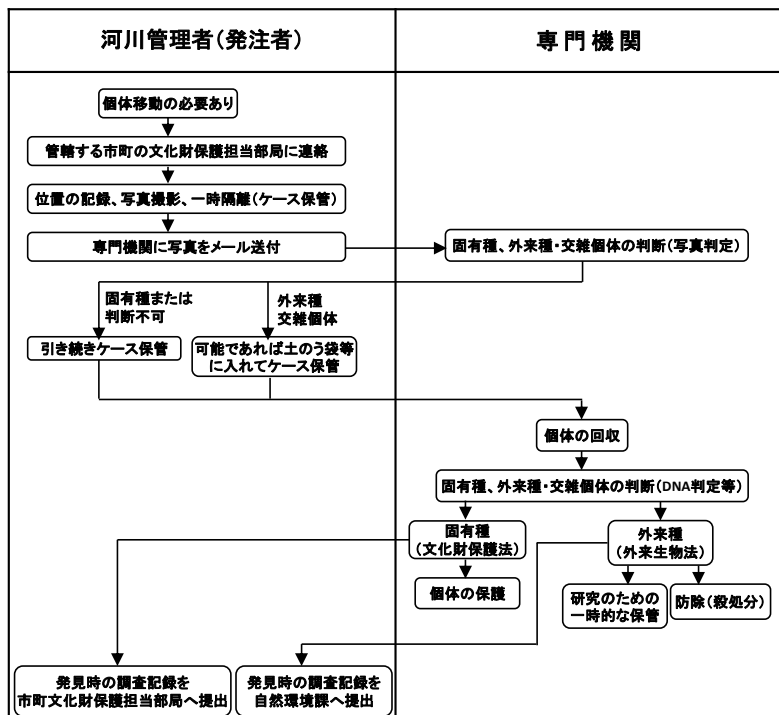


図5 外来種・交雑個体を移動させる際の流れ

《個体の一時隔離の手順（図 6）》

- ・水の入れ替えができるような穴のあるコンテナ等にオオサンショウウオを収容する
- ・オオサンショウウオが流水に浸かる場所（日陰が望ましい）に設置する
- ・息継ぎができるよう空気を確保し、コンテナ等が水没しない様に留意する
- ・流出防止のための措置をする
- ・逃げ出さないように蓋をする
- ・「工事名」等の表示をする
- ・外来種・交雑個体は1個体ずつ土嚢袋に入れ、コンテナ等にまとめて複数袋入れてもよい



図 6 一時隔離のイメージ

（５）発見時の記録の提出・保管

固有種の記録

研究機関によるDNA判定等の結果、固有種だった場合は、発見時の記録及び写真等について、発注者が市町文化財保護担当部局に提出する。

市町文化財保護担当部局は県教育委員会（文化財課）に資料を提出し、県教育委員会（文化財課）は調査記録を保管する。

外来種・交雑個体の記録

研究機関による写真判定またはDNA判定等の結果、外来種・交雑種だった場合は、発見時の記録及び写真等について、自然環境課への調査記録を提出する。

6 配慮方針の運用

本方針は、表 12 のとおり見直しを行うこととする。

表 12 配慮方針の運用

項目	更新方法			検討会の開催	周知方法	頻度
	各課の役割					
	河川課	文化財課	自然環境課			
配慮方針	検討会事務局			必要に応じて開催する	・ホームページ	必要に応じて
河川・区間 区分	実施主体	個体データの収集	外来種・交雑個体分布の情報提供	開催しない （県南・D区分については必要に応じて専門家に意見聴取）	・ホームページ ・メール等（専門家）	5 年毎
軽微な 変更	実施主体	情報提供等		開催しない	・ホームページ ・メール等（専門家）	随時

(1) 配慮方針の見直し

配慮方針の見直しにあたっては、必要に応じて検討会を開催するなど、専門家の意見を聴取する。なお、検討会の事務局構成は、河川課、県教育委員会（文化財課）、自然環境課とする。

(2) 河川・区間区分の更新

① 更新方法

河川・区間区分の更新手順は次のとおりとし、検討会の開催を必要としない。

ア) オオサンショウウオ個体データの収集

次のデータを収集し、県内のオオサンショウウオの生息状況把握を行う。

i) 河川工事において文化財課が取得したデータ

調査記録及び写真等については、発注者が市町文化財保護担当部局に提出する。市町文化財保護担当部局は県教育委員会（文化財課）に資料を提出し、県教育委員会（文化財課）は調査記録を保管する。

ii) 河川工事以外で文化財課が取得したデータ

県教育委員会（文化財課）の依頼に応じて、市町文化財保護担当部局は、河川工事以外の調査等で取得したデータについて、県教育委員会（文化財課）に資料を提出し、県教育委員会（文化財課）は調査記録を保管する。

iii) 自然環境課が取得したデータ

自然環境課は外来種・交雑個体に関する新たな地域情報を取得した場合は、データを保管する。

iv) 専門家の所持するデータ

専門家の所持するデータについて、県教育委員会（文化財課）は可能であれば提供を受ける。

イ) 河川・区間区分の更新

河川課は、「ア）オオサンショウウオ個体データの収集」で収集されたデータを用いて、河川・区間区分を更新する。なお、対象は、県教育委員会（文化財課）が保有するデータのうち、県北が 1955 年以降、県南は直近 25 年間とする。

ウ) 専門家への意見聴取

i) 県南の対象データ

更新に伴い配慮対象外となる県南の河川については、専門家に意見聴取することで必要に応じて区分の見直しを行う。

ii) D 区分における個体データ

D 区分においては、同一箇所複数個体※が生息しているかの判断にあたり、専門家に意見聴取する。

※ 県教育委員会（文化財課）の 1 年間ごとの調査記録に基づき、複数個体を判断。

② 更新頻度

更新頻度は 5 年に 1 回程度とする。

（３）軽微な変更

軽微な変更（条例や RDB の改訂に伴う記載の変更等）については、随時行い、検討会の開催を必要としない。

謝 辞

本方針の策定に際し、「オオサンショウウオの生息する広島県管理河川における河川工事に関する検討会」を開催し、河川工事におけるオオサンショウウオへの配慮について議論を重ねました。

配慮対象工事の判断に活用する河川・区間区分については、各所から御提供いただきましたオオサンショウウオの膨大な生息情報を踏まえて作成しており、今後、本方針に基づきオオサンショウウオに配慮した河川工事が、県全体で統一的に円滑に実施されますことは、たいへん意義深いことと考えております。

オオサンショウウオの情報提供及び本方針策定にあたり御助言をいただいた全ての方々に感謝の意を表します。

【オオサンショウウオの生息する広島県管理河川における河川工事に関する検討会】

構成員（敬称略、五十音順）

〔文 化 財〕	広島県文化財保護審議会委員（動物学）	阿部 勝彦
	広島市安佐動物公園 園長	
〔河 川 工 学〕	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	内田 龍彦
会長	〔生 物 環 境〕 広島大学 名誉教授	河合 幸一郎
	〔環境保全工学〕 広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	金田一 智規
	〔オオサンショウウオ〕 広島大学オオサンショウウオ保全対策 プロジェクト研究センター長	清水 則雄
	〔希 少 生 物〕 レッドデータブックひろしま	内藤 順一
	爬虫類・両生類調査部会 調査委員代表	

【オオサンショウウオ情報提供者】（敬称略、五十音順）

関係市町、桑原 一司、広島市安佐動物公園、広島大学オオサンショウウオ保全対策プロジェクト研究センター、内藤 順一

広島県 土木建築局	河川課
教育委員会事務局	文化財課
環境県民局	自然環境課